

黒潮町告示第6号

令和7年度から令和9年度までの黒潮町競争入札参加資格審査申請（物品の製造・販売及び役務の提供等）の受付に関する告示を次のように定める。

令和7年1月27日

黒潮町長 大西 勝也



令和7年度から令和9年度までの黒潮町競争入札参加資格審査申請（物品の製造・販売及び役務の提供等）の受付に関する告示

黒潮町契約規則（平成18年黒潮町規則第51号）第2条、第22条の規定に基づき、令和7年度から令和9年度に黒潮町が発注する物品の製造・販売及び役務の提供等の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」）へ参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、方法等について次のとおりとする。

1 競争入札に参加する者に必要な資格等（審査基準日 令和7年2月14日）

(1) 物品製造（購入）、役務の提供等

競争入札に参加できる者は、資格審査を受け有資格者名簿に登録された者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める者及び次のアからエまでのいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

ア 営業に関し法律上必要な資格を有していない者

イ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者

ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

エ 納期限の到来した国税、都道府県民税及び市区町村民税を滞納している者

2 申請書類

(1) 申請書は、黒潮町入札参加資格審査申請 WEB サイトより、必要書類を提出すること。ただし、申請の審査及び有資格者名簿登録後において必要書類の原本が必要な場合は、その提出を求めることがある。

(2) 申請書は、審査基準日（令和7年2月14日）時点で作成すること。

(3) 物品製造（購入）、役務の提供等

ア 参加資格審査申請書 黒潮町様式

イ 営業に係る許可書等（医療機器、医薬材料、廃棄物処理、浄化槽清掃等の国又は地方公共団体の許認可が必要な業者に限る。）

ウ 納税証明書（国税、都道府県税及び市区町村税。申請日を基準として3箇月以内に発行されたもの）

エ 年間委任状（営業所又は支店に年間を通じて委託する場合のみ。様式指定なし）

オ 法人にあっては、商業登記簿謄本

カ 法人にあっては、決算報告書（直近のもの）

キ 個人にあっては身分証明書（申請日を基準とし3箇月以内に発行されたもの）

ク 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

ケ 使用印鑑届（黒潮町様式）

(4) 業者区分

ア 町内業者 黒潮町内に本店を有する者

- イ 県内業者 県内（黒潮町を除く。）に本店を有する者
- ウ 県外業者 県外に本店を有する者
- 3 申請の受付期間及び受付時間
  - (1) 受付期間  
令和7年2月14日から同年3月14日まで
  - (2) 受付時間  
24時間受付
- 4 申請方法及び問合せ先
  - (1) 申請方法  
黒潮町入札参加資格審査申請 WEB サイト
  - (2) 問合せ先  
〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野5893番地  
黒潮町役場本庁 総務課 総務係  
電話（直通）0880-43-2112  
（代表）0880-43-2111 内線222  
FAX 0880-43-2788
- 5 有資格者名簿登録の取り消し  
有資格者名簿に登録された者が、参加資格審査申請書及びその他提出書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をした場合は、その登録を取り消すものとする。
- 6 有資格者名簿の登録有効期間  
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 7 指名停止等
  - (1) 有資格者名簿に登録された者が物件の売買その他の契約において不誠実、または法令違反等の行為があった場合は指名停止を行う。
  - (2) 他機関が発注する物件の売買その他の契約において、指名停止及び営業停止処分を受けた場合は、速やかに処分内容を届け出ること。この場合において、指名停止を行う場合がある。
- 8 競争入札参加資格審査申請書の変更届  
有資格者名簿に登録された者は、競争入札参加資格審査申請書を提出した後で、申請内容に変更があった場合は、変更届を直ちに町長に提出しなければならない。
- 9 受付期間以降の受付について：  
随時受付を行います。受付期間以降の申請につきましては、令和8年度及び令和9年度の黒潮町競争入札参加資格審査申請となります。  
また WEB サイトからの申請ではなく書類の提出にて受付を致します。詳しくは4項(2)の問い合わせ先に連絡ください。